

# 玉野市国民保護計画資料

平成19年3月  
玉 野 市

資料

1	関係機関等連絡先	1
2	武力攻撃事態等における各部課等の業務	2

# 1 関係機関等連絡先

## 【関係指定地方行政機関等(自衛隊含む)】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX・e-mail	その他の連絡方法	
神戸税関 宇野税関支署	—	〒706-0011 玉野市宇野1-8-1	電話	0863-31-5375	
			FAX	0863-32-1553	
			e-mail	<a href="mailto:uno@kobe-customs.go.jp">uno@kobe-customs.go.jp</a>	
中国地方整備局 宇野港湾事務所	工務課	〒706-0002 玉野市築港1-1-3	電話	0863-33-5007	工務課 衛星携帯電話 090-5261-9436
			FAX	0863-33-9010	
中国運輸局 岡山運輸支局 (玉野庁舎)	運行・船員課	〒706-0011 玉野市宇野1-8-2	電話	0863-31-4266	
			FAX	0863-32-4829	
玉野海上保安部	—	〒706-0011 玉野市宇野1-8-4 玉野港湾合同庁舎	電話	0863-31-3421	防災行政無線 852
			FAX	0863-31-3423	
			e-mail	<a href="mailto:tamano-kg@kaiho.mlit.go.jp">tamano-kg@kaiho.mlit.go.jp</a>	
自衛隊 岡山地方協力本部	企画室	〒700-8517 岡山市下石井1-4-1	電話	086-226-0362	
			FAX	086-226-0361	
〃 備前岡山地域事務所	—	〒700-0837 岡山市南中央町2-14	電話	086-224-2824	
			FAX	電話切替	

## 【関係指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX・e-mail	その他の連絡方法	
NTT西日本 岡山支店	災害対策室	〒700-0821 岡山市中山下2-1-90	電話	086-801-5627(防災機関窓口) 一般は, 113番	
			FAX	086-234-7972	
中国電力(株) 玉野サービスセンター	営業課	〒706-0011 玉野市宇野1-42-1	電話	0863-32-0658	
			FAX	0863-32-0648	
西日本旅客鉄道(株) 宇野駅	—	〒706-0002 玉野市築港1-1-1	電話	0863-21-2690	
			FAX	0863-21-2972	
両備バス(株) 玉野営業所	—	〒706-0002 玉野市築港2-18-8	電話	0863-31-1616	
			FAX	0863-31-1620	

## 【関係県機関(県警察含む)】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX・e-mail	その他の連絡方法	
岡山県 総務部	危機管理課	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	電話	086-226-7385	
			FAX	086-225-4659	
岡山県 備前県民局	地域政策部 協働推進室	〒706-8604 岡山市弓之町6-1	電話	086-233-9880	080-5234-0322 防災無線 6-01-214,571
			FAX	086-224-3448	
			e-mail	<a href="mailto:bizen-chisei@pref.okayama.lg.jp">bizen-chisei@pref.okayama.lg.jp</a>	
岡山県 宇野港管理事務所	—	〒706-0011 玉野市宇野1-8-9	電話	0863-31-3211	
			FAX	0863-31-9270	
			e-mail	<a href="mailto:bizen-uno@pref.okayama.lg.jp">bizen-uno@pref.okayama.lg.jp</a>	
岡山県 玉野警察署	警備課	〒706-0002 玉野市宇野1-13-1	電話	0863-32-0110	
			FAX	0863-32-0110	

## 2 武力攻撃事態等における各部等の業務

部局名	業 務
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市対策本部総括班及び庶務班の支援に関する事。</li> <li>2 市対策本部の総合調整に関する事。</li> <li>3 県対策本部等との連絡に関する事。</li> <li>4 災害状況の総合取りまとめに関する事。</li> <li>5 市対策本部活動に従事する職員，協力者の事故についての市としての認定に関する事。</li> <li>6 職員の福利厚生に関する事。</li> </ol>
総 合 政 策 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市対策本部情報通信班及び広報班の支援に関する事。</li> <li>2 市民に対する広報（号外を含む）他に関する事。</li> <li>3 被害者の家族，関係者の対応に関する事。</li> <li>4 災害視察者，見舞者の応接に関する事。</li> <li>5 災害に対する要望等の取りまとめ及び民意の把握に関する事。</li> </ol>
財 政 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難実施要領策定の支援に関する事。</li> <li>2 避難住民の誘導支援及び補助に関する事。</li> <li>3 警察官等による避難住民の誘導の要請に関する事。</li> <li>4 その他避難誘導全般に関する事。</li> <li>5 復旧対策費の予算措置に関する事。</li> <li>6 国民保護措置に要した費用の支弁等に関する事。</li> <li>7 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめ並びに災害復旧に関する事。</li> <li>8 行政財産の緊急使用に関する事。</li> <li>9 応急仮設住宅の用地確保に関する事。</li> <li>10 市有自動車の非常配置及び配車に関する事。</li> <li>11 市庁舎の防災及び災害の応急復旧に関する事。</li> <li>12 災害時における応急資材及び応急物資の購入に関する事。</li> <li>13 災害情報収集及び現地確認に関する事。 (災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集)</li> </ol>

部局名	業 務
市 民 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民等に必要な食料品，水の調達，保管及び非常炊き出しに関すること。※産業振興部（応急救助用生活必需品の調達等担当）及び上下水道部（水の調達担当）と連携を図る。</li> <li>2 避難所の開設運営及び避難者の収容保護に関すること。※建設部（応急仮設住宅，公営住宅担当）と連携を図る。</li> <li>3 死体の搜索，遺体安置所の設置及び埋火葬に関すること。</li> <li>4 被災地の衛生環境の把握及び防疫の指導に関すること。</li> <li>5 防疫に関すること。</li> <li>6 被災地における環境衛生指導に関すること。</li> <li>7 災害時における特定物資等による被害の防除に関すること。</li> <li>8 仮設トイレの設置，し尿の収集，運搬及び処理に関すること。</li> <li>9 被災地から発生する一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に関すること。</li> <li>10 被災地から発生する産業廃棄物の処理に関すること。</li> </ol>
保 健 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者，障害者，児童等災害要援護者の把握並びに救援に関すること。</li> <li>2 医療の提供及び助産（救護班派遣要請受入れ，医療機関等の総合調整，巡回健康相談の実施，避難所救護センターの開設等）に関すること。※市民病院と十分に連携を図る。</li> <li>3 救護所の開設，管理及び運営に関すること。</li> <li>4 救護所内での死体の検察に関すること。</li> <li>5 ボランティア団体等に対する支援及びボランティアに関する調整に関すること。</li> <li>6 赤十字奉仕団等に関すること。</li> <li>7 福祉施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>8 福祉施設入所者の保護及び救助物資の配付に関すること。</li> <li>9 保健福祉部所管に係る被害の調査，応急対策等に関すること。</li> <li>10 被災者の生活保護及び被保護者への救助物資の配付に関すること。</li> <li>11 災害弔慰金の支給及び貸付に関すること。</li> <li>12 身元不明死体の収容に関すること。</li> <li>13 被災地における母子保健，老人保健，精神保健，栄養指導及び歯科保健の実施指導に関すること。</li> <li>14 食品衛生指導に関すること。</li> </ol>

部局名	業 務
産 業 振 興 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救助用生活必需品の確保及び入手，あつ旋に関する事。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※市民生活部（避難所担当）との連携を図る。</li> </ul> </li> <li>2 物資運送に関する運送事業者への依頼及び運送経路の決定に関する事。</li> <li>3 応援物資の受入，仕分け，保管及び配分に関する事。</li> <li>4 指定公共機関等に対する緊急物資の運送の要求に関する事。</li> <li>5 被災者等の就労状況の把握及び被災地域の雇用確保に関する事。</li> <li>6 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7 被災商工業者への復旧資金の斡旋に関する事。</li> <li>8 産業振興部所管に係る被害の取りまとめに関する事。</li> <li>9 観光施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事。</li> <li>10 市域内における旅行中の被害者の家族及び関係者の宿泊施設のあつ旋並びに案内等に関する事。</li> <li>11 農林水産物の災害予防，被害調査及び災害の応急対策に関する事。</li> <li>12 保安林，森林等の災害予防，被害調査及び災害の応急対策に関する事。</li> <li>13 家畜の災害防除及び防疫に関する事。</li> <li>14 漁業組合等に所属する漁船の使用，船員の協力等の要請に関する事。</li> <li>15 農林漁業の災害金融に関する事。</li> <li>16 農地，用排水施設，ため池等農業施設の災害予防，被害調査及び災害の応急復旧に関する事。</li> </ol>

部局名	業 務
建 設 部	<p>1 応急仮設住宅や公営住宅の供与及び各種緊急施設及び応急収容施設の設営，建築に関すること。 ※市民生活部（避難所担当）と十分に連携を図る。</p> <p>2 応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する県への支援要請に関すること。</p> <p>3 建設部所管に係る被害の取りまとめ及び災害復旧計画の調整に関すること。</p> <p>4 道路，橋梁，河川，港湾その他土木施設等の応急対策，被害調査及び災害の復旧に関すること。 ※財政部（避難実施要領作成担当）と連携を図る。</p> <p>5 被災地における市道の運行の禁止，制限及びその他の道路に関し県等との連絡調整に関すること。</p> <p>6 街路，橋梁，街路樹，緑地帯，都市公園，市営駐車場等の所管施設の災害予防，被害調査，応急対策及び災害復旧計画に関すること。</p> <p>7 災害の除去に要する土木機材の確保及び応援に関すること。</p> <p>8 輸送車輛の調達及び配車に関すること。</p> <p>9 建築物の災害状況等の現地確認調査に関すること。</p> <p>10 宅地の災害状況等の現地確認調査に関すること。</p> <p>11 宅地災害の危険防止及び災害復旧の指導に関すること。</p> <p>12 市有建築物の被害調査及び災害復旧に関すること。</p> <p>13 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>14 各種建築物の災害復旧についての指導及び相談に関すること。</p> <p>15 住宅金融公庫の災害復旧住宅貸付及び産業労働者住宅建設資金の特例融資に関すること。</p> <p>16 市営住宅の災害予防，被害調査及び災害の応急復旧に関すること。</p> <p>17 市営住宅入居者の被害調査及び救援に関すること。</p>

部局名	業 務
上 下 水 道 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地に給水する浄水の確保に関する事。</li> <li>2 被災地における給水施設の設置に関する事。</li> <li>3 水源地，浄水場，配水池等の施設の災害予防，被害調査及び災害の応急復旧に関する事。</li> <li>4 被災地の水質検査に関する事。</li> <li>5 被災地に対する応急給水せんの確保及び飲料水の供給に関する事。</li> <li>6 被災地の水道料の減免及び徴収猶予に関する事。</li> <li>7 水道課関係の災害の復旧についての予算措置に関する事。</li> <li>8 上下水道部所管の被害の取りまとめに関する事。</li> <li>9 給排水施設等の災害予防，被害調査及び災害の応急復旧に関する事。</li> <li>10 下水管渠，終末処理場，下水ポンプ場等の災害予防，維持管理，被害調査及び災害の応急復旧に関する事。</li> <li>11 公共下水道認可区域内にある下水道課所管に係る水路の調査，維持管理及び修繕に関する事。</li> </ol>
出 納 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部庶務班の支援に関する事。</li> <li>2 災害に係る金銭出納に関する事。</li> </ol>
市 民 病 院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護班の編成派遣に関する事。</li> <li>2 傷病者の応援救護に関する事。</li> <li>3 伝染病患者の収容及び治療に関する事。</li> <li>4 医療品等の調達，出納及び保管に関する事。 ※以上，保健福祉部（医療等の提供担当）と連携を図る。</li> <li>5 市民病院部所管に係る被害の取りまとめに関する事。</li> <li>6 病院施設の応急対策及び入院患者等の避難に関する事。</li> <li>7 他の医療機関に対する応援要請に関する事。</li> </ol>



部局名	業 務
消 防 本 部	<p>○ 国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市対策本部総括班及び情報通信班の支援に関すること。</li> <li>2 市対策本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 関係機関に対する応援要請に関すること。</li> <li>4 火災等の被害調査に関すること。</li> <li>5 通信の確保に関すること。</li> <li>6 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関すること。</li> <li>7 参集署員の配置及び任務指定に関すること。</li> <li>8 消防隊の編成、運用に関すること。</li> <li>9 署所における応急救護班の編成に関すること。</li> <li>10 消火、救急、救助その他消防活動の指揮に関すること。</li> <li>11 応援隊の指揮に関すること。</li> <li>12 消防団本部の設置に関すること。</li> <li>13 消防団員の招集に関すること。</li> <li>14 情報収集に関すること。</li> <li>15 消火活動に関すること。</li> <li>16 救急救助活動に関すること。</li> <li>17 住民の避難誘導に関すること。</li> </ol>
教 育 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会関係の被害状況の取りまとめ、記録及び連絡に関すること。</li> <li>2 避難所となった学校等教育施設との連絡調整に関すること。</li> <li>3 市立学校、幼稚園その他教育施設の二次災害予防、被害調査及び災害応急復旧に関すること。</li> <li>4 臨時教育施設の設置に関すること。</li> <li>5 被災児童、生徒の就学等に関すること。</li> <li>6 被災園児、児童、生徒及び教職員の被害調査、救済に関すること。</li> <li>7 被災園児、生徒に対する教科書等の供給に関すること。</li> <li>8 学校施設の使用、協力に関すること。</li> <li>9 被災地の市立学校、幼稚園の幼児、児童、生徒及び教職員の応急救護並びに心身保健衛生に関すること。</li> <li>10 市民センター、図書館、公民館等の社会教育施設及び文化財の二次災害予防、被害調査班並びに災害応急復旧に関すること。</li> </ol>

部局名	業 務
競 輪 事 業 局 議 会 事 務 局 選 管 事 務 局 監 査 事 務 局	1 市対策本部の支援に関すること。 2 他部の応援派遣に関すること。